

長生村農業者緊急支援事業補助金

原油価格高騰等の影響を受けている農業者に補助金を支給します。

補助金

令和3年分税申告（法人は直前の事業年度税申告）の、**肥料費、諸材料費、動力光熱費等の合計10%分（上限50万円）**

※令和4年に営農開始した認定農業者、認定新規就農者は別途申請方法を定めます。
※申請は1経営体につき1回限りです。

本補助金と長生村中小企業等物価高騰対策支援金の両方を申請することはできません。

申請期間

令和4年10月3日(月)~令和5年2月28日(火)【当日消印有効】

対象要件（主なもの）

以下の要件をすべて満たすことが必要です。

- (1) 令和3年分税申告において、農業申告をしており、申請日時点で長生村内に住所を有する個人または、主たる事業所がある法人で、今年も引き続き長生村内で営農を継続する意思がある者。
- (2) 市区町村税等を完納している。
- (3) 暴力団、暴力団員又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でない。

※詳細は、申請要領をご覧ください。

申請方法

郵送（簡易書留など追跡可能な方法を推奨）
持参の場合は長生村役場産業課まで

申請書類の入手方法

- (1) 村ホームページからダウンロード
- (2) 長生村役場産業課で入手

申請時に必要な物

- (1) 令和3年分税申告書類一式（写し）（経費確認用）
- (2) 振込先口座の通帳の（写し）（名義・口座番号確認用）
- (3) 営農継続が確認できるもの（例：出荷伝票）
- (4) 判子 ※申請者と補助金を受け取る人が異なる場合は、委任状等が別途必要です。

郵送先・問い合わせ

〒299-4394 長生村本郷1番地77

長生村役場 産業課 農業者緊急支援事業補助金 申請受付 宛

電話 0475-32-2114（午前8時30分~午後5時15分 ※土・日・祝日を除く）